

日比野 寛のスポーツ競技観についての一考察

The study on the sports events theory of Yutaka HIBINO

秦 真人*

Mahito HATA *

The purpose of this study was to explain a part of the following viewpoint:

- 1) Theoretical structure and characteristic of his theory.
- 2) The influence that his theory gave his middle school students.
- 3) The historical role that his theory performed on "the TOKAI GOKEN RENGU baseball championship" in the Meiji-taisho era and "the all-Japan middle school baseball championship" of the future.

This study was investigated by analyzing the "GAKURIN" (magazin of GAKUYUKAI). As a results of this study, it made clear that his theory influenced his studets and "the TOKAI GOKEN RENGU baseball championship" in the Meiji-taisho era and "the all-Japan middle school baseball championship" of the future.

はじめに

本研究の対象である日比野 寛(1866 ~ 1950)は、1899(明治32)年7月から1917(大正6)年3月までの約18年間、愛知県立第一中学校(現:愛知県立旭丘高校、以下愛知一中と略す)の校長として「運動主義」を中心に独自の教育活動を展開し、全国的に中学校体育経営の模範を示した人である。

彼が愛知一中の校長に就任したのは三十四歳のときであったが、当時の愛知一中は「風紀の退廃その極に達し、生徒のストライキは日常茶飯事と化していた観があった。そして、実際は誰も校長を引き受けるものがないというのが実情であった」¹⁾といわれている。そのような愛知一中の校長就任の挨拶において、校則を廃し「運動体育をもって本校の精神としたい。血わき肉躍る諸君の精力を、各自の好む運動に集中し、全校生徒は残らず体育につとめ、立派な体になってもらいたい。『健全なる精神は健全なる身体に宿る』という諺もある。有為な国民、

立派な社会人となるためには、まず健康であることが、その第一要件であると思う。折角努力してもらいたい」²⁾と述べ、一中学校長としては異例の「中学管理談」³⁾(後に「中学管理私見」としてまとめられる)なるものを直ちに公表して、その実践に着手した。そしてこの「中学管理私見」こそ当時の愛知県の中学校のもつ諸問題を集約しながら、後の日比野式教育の根幹が端的に余すところなく述べられているものであった。また彼は後年、独自の日比野式走法の実践家としてその普及につとめ「マラソン王」としても知られている。

このような日比野の活動は、単に愛知一中のみならず、東海地方さらには全国的にも注目されていた⁴⁾ところに歴史的意義を有しているといえる。

彼の体育論に関してはすでに木村吉次により、彼の先行研究⁵⁾の中で詳細な検討がなされている。本論文も木村の先行研究をふまえ、さらに彼の使用しなかった史料を新たに追加して、日比野の体育論の中でも特にスポーツ競技

* 愛知学泉大学

* Aichi Gakusen University

観について再検討し、彼のスポーツ競技観が学生およびそのスポーツ活動に対して与えた影響を検討する。そしてこのことを通じて、先行研究⁶⁾において紹介した「東海五縣聯合野球大會」などの、スポーツ競技の展開に寄与した日比野の役割を明らかにする。

〈1〉日比野寛の体育論と体育経営

まず日比野の考え方を確認する上で、木村による先行研究を中心に日比野の体育経営と体育論の概要を見ておく。なおここで取り上げられている体育とは、教科体育というよりも「校友会」活動にみられるような、教科外体育を中心とする広義の体育として検討されていることを付言しておく。

(1) 日比野の体育経営

彼の体育経営に関しては前述したように、「中学管理談」にもとずいて実践されていく。その「中学管理談」とはどのような性格のものであったかということを知るために、その内容を一部抜粋する。「拙生が愛知縣第一中學校長となりて去七月赴任するや故舊及び畏敬する學友諸君より拙生の淺識菲才克く其任に堪ゆるや否やを憂慮せらるゝの餘り中學を治むるに如何なる方針を以てするか中學卒業生の榮進に付て如何なる親切を以てするか等諸種の事柄に付て下問せられたること頻りなりし、今亦貴下より中學を治むる主義に付て推訊せらるゝの榮に遇ふ／拙生固と是れ一寒措大のみ幸ひに擢んでられて此重任を托せらる感奮何ぞ堪へん殊に郷里の中學に長たるが故に夙夜其責務の擧らざるを憂へて措かず豈に日に三省するのみならんや然れども今貴問に應じて答ふべき治中學方針なるもの拙生に於てあるなし只拙生の實際に働きつゝある行動に付て觀察せられんことを冀ふの外なし故に今は今日現在に行ひつゝ、あり又近き未來に於て實在にせんと考へつゝ、ある事柄を披陳して暫時其責を塞ぐを得ば至幸也」⁷⁾と学校経営に挑もうとする動機が冒頭で述べられており、

第一、「中學の位置」

- 第二、「教員の撰擇及び調和」
- 第三、「授業の監督」
- 第四、「學生の陶冶」
- 第五、「教場の整理」
- 第六、「寄宿舎の管理」

の六項目にわたってその中学校経営についての詳細な方針が記されている。なかでも特に第四の「學生の陶冶」の項目に重点がおかれており、さらにその項も「甲」から「戊」五つに細分化されて記されている。甲では一切の寄付金を断り、盛んになりつつあった茶話会を例にあげて濫費に流れるのを戒め、丙では「亘日修業旅行を廢して終日修學旅行を屢次行はしむるとの必要なるは何人も直ちに首肯し得る所なり従來の慣例に徴すれば三日乃至一週間に亘りて修學旅行をなし八百名に垂んとする學生を引率して地方に巡遊したる事あり其結果に至りては余今茲に是非するの要なし唯余は恐る這般多數の生徒を引卒して地方に至る者能く旅舎の按排學生行状の監督等遺憾なく爲し得る者あるやを、余は所謂修學旅行の學生に利益あるを認むると同時に又學生に大不利益を與ふるものたることを認めざるを得ざるなり余は之に顧みる所あり亘日修學旅行は斷然之を廢止し之に代ふるに終日旅行を屢せしめ以て所謂修學旅行の通弊を避けて其利益のみを得せしめんと欲す學生の智見を拓き身體の壯健を援けしむる等の利益何ぞ夫れ亘日修學旅行によりてのみ得らるゝと云はんや⁸⁾とそれまで多くの問題を抱えていた長期にわたる修学旅行を廢することを宣言している。しかしながら、丁では「運動を獎勵することは誰れか今日の急務にあらずと云ふものぞ健全なる身軀には秀麗の精神を包むを知らず不健全なる身軀には醜劣の精神を包むと云ふも蓋し大なる誤謬なかるべきか然らば身體を健全ならしむるは何等の手段によるべきやと云ふに固より諸種の方法あるべしと雖も最となすこと勿論なるべし運動の体育身體の健全に大効益あることを何人も認了せざるを得ざる所なれども實際運動をなすは多數人の懶しとする所にして運動の盛に行はれざる所因蓋し之にあり余は飽までも運動を獎勵し以て學生の身心を強健ならしめ優に其學

業を修めしめんと欲するの希望を充たさんが爲め余は平素運動を怠らしめざるは勿論なれども春秋二期には特に大運動會を開き學生の身心を鍊らしめんと欲す又運動獎勵の一方法として優技者に褒状を與へて之を旌表するの制を設けんと欲すまた運動會開催の折には學生の父兄は勿論四方人士の觀覽を許るし以て社會及び家庭と中學との連絡に資せんと欲す蓋し之運動會の餘惠のみ⁹⁾と生徒の品性を高め体力を鍛え、質実剛健の氣風を養うために運動を奨励する等の体育經營に関する積極的な方針がこの項の中で見ることができる。

また1890(明治33)年3月には『生徒保護人心得概要』の中で「凡ソ生徒保護人タル者ノ勸学上生徒ニ対シ注意スヘキ事項」として「一常ニ生徒ノ身體及精神ノ衛生健康ニ注意シ適度ノ運動及勉學ヲナサシメテ学科ニ堪能ナラシメ又他日社會ニ立ツニ必要ナル智育德育體育ノ三ヲ完全ナラシムル事」¹⁰⁾と告示している。そしてこれらと同年に記した「學校ト生徒保護人トノ聯絡」、「通學生自修時間」ならびに1894(明治37)年3月の「學生管理實驗談」の五偏を以て前述した「中学管理私見」と題し、学生の父母にも配布するなどして愛知一中の教育の基本を公に知らしめていた¹¹⁾。

このような比較的具体的な土台方針のもとに、愛知一中の体育經營は実践されていくのであるが、実際の体育活動と照らし合わせて日比野の体育經營の特徴を、木村は次の三点にまとめている。

① 全校生徒すべてを運動に参加させ(「全校体育」方式)、その方法に工夫がこらされていたこと。

② 校長自身が率先して運動し、生徒の間に入って行った点。

③ 運動と勉強の両立を徹底して企図したこと、である¹²⁾。

(2) 日比野の体育論

日比野の体育論については、木村が指摘しているように「忠」を絶対とする国家主義思想の立場からの体育論であり、教育勅語の思想と一

致するものであった。また彼は『日本臣道論』の提唱者であり「体・智・徳の三者の發達を企図したしたわけだが、その徳育は当然彼の『日本臣道論』によって基礎づけられている。そして、この徳育と体育とが連関するとき、彼のナショナリズムは天皇絶対主義に立った、国家主義思想として表現され、その立場から体育が意味づけられる」¹³⁾のである。それは、「身體の健全は、豈に徒に健全なる精神を宿らしむるが爲めのみならんや。之れを他にして尚ほ其要あるを知らざるべからず。それ健全なる體軀を國家に捧ぐるは、吾人忠良なる臣民の切なる願望ならざるべからず。(中略)健康は百事を爲すの基礎、身體にして健全ならずんば、高邁卓絶の見識も之を施すに由なき也。(中略)身體の健不健は、獨り個人生涯の幸不幸に關するのみに非ず、國民體質の良否が、延いて國運の消長に關するは、道理上より考へて當に然るべき所、將た實際に徴して正に然る所、此に於てか、吾人が自己の健全を圖るべきかは、嘗に個人の本務たるに止らずして、又國民としての本務たりと謂ふべき也」¹⁴⁾と述べられていることや、「吾人が信ずる所によれば、体育運動は興國的元氣を養ふ最良の方法なり、最善の手段なり。豈最良と最善とのみならず、また最近最便の手段方法也。」¹⁵⁾と述べられているところからうかがうことができる。

そして日比野は運動の価値について、次のようにとらえていたと木村はまとめている。

① 「身体健康、健全な發達という面の価値」

多くの場合と同様であるが、体育と知育の調和的發達を両者の並行論から主張し、そして運動はその調和的發達をうながすと主張していた。この「並行論」を特に強調し、実践に結びつけようとしていたことが特徴的であるとしている。

② 「身体健康、健全な發達以外の価値」

運動は広く人間形成の目的に貢献する潜在的価値をもつもので、以下の点で「活動的人間」の創造に資するとしている。

A. 情緒的・社会的な側面に対する影響。

B. レクリエーション的価値、精神修養の効

果。

C. 青年期の中学生の一種の合理的禁欲方法としての価値。

があるとしている¹⁶⁾。これらの点について、史料を補足しながらもう少し詳しくみておく。

①の並行論とは、「學問と運動との關係、亦た此の如し。學問は、學生の生命なり、而して運動は、また學生の生命なり、彼は精神のためにし、此は肉體のためにし、彼は心の糧となり、此は身の養となり、その爲にする所の方面、二あるに似たりと雖も、實は二者相聯關して離るべからず。かくて、心の養は身の糧となり、身の養は心の糧となる、健全なる精神は、健全なる身體に宿る、古來今來、未だ嘗て健全なる精神の不健全なる身體に宿りたることあらざるなり。世間往々にして言を爲すものあり、曰く、學問と運動とは兩立し難きものたり、運動は是れ勉學を妨ぐるもの、勉學に専なるだに、猶ほ日晷の足らざるを惜む、何の暇ありてか、また運動に無益の時を費さんやと。(中略)或は曰く、運動の必要は之を解せり、しかも、運動に厭ふべきの弊あり、利弊相償はざるを如何せん。嗚呼、誤れるかな、昧者の見、是れ一を知つて未だ二を知らざる者なり。學問と運動との必要なるのみの小乘見を悟て、學問と運動とに交叉点ありて、二者の進修、また、この交叉点より發するの大乘見を悟らざる者なり。(中略)運動の進修に必要な諸々の條件は、總て、學問の進修に必要な諸々の條件に同じく、學問の上達に缺くべからざる諸々の條件は、運動の上達に缺くべからざる諸々の條件に等し。(中略)眞に學問に長ずるものは、また、運動にも長じ得、學問に短なるものは、また、運動にも短なるあるは、吾人の比々として之を見る所なり。」¹⁷⁾という見解であり、まさに學問と運動あるいは知育と体育は表裏一体の關係にあるというのが並行論の性格である。

②-A. の社会的、情緒的な側面に対する影響では、「運動は忠實の徳を養ふ、(中略)又運動は勤勉の徳を養ふ、(中略)又運動は忍耐の風を養ふ、(中略)又運動は禮讓の風を養ふ、又運動は細心膽大にして機敏なる性格を養ふ、

(中略)又運動は不撓不屈にして剛毅なる性格を養ふ、(中略)又運動は紀律的協同的精神を養ふ、(中略)又運動は質實儉素の良習慣を養ふ(中略)學生の運動は、學生の品位を確保するものたらざるべからず、若し誤りて學生の品位を失墜せんか、是れ素行が所謂好む所に奪はれたるものにして、決して吾人が運動の眞意にあらざる也。」¹⁸⁾というところにかがえる価値であり、日比野の表現を用いれば「徳育的訓練法」¹⁹⁾としての価値があるというものである。

②-B. のレクリエーション的価値、精神修養の効果では、木村も一部引用して指摘しているように「運動は喫緊要事たり、而かも決して苦味厭ふ可きものに非ずして、快味忘るべからざるものたる也。洵に是れ無上の娛樂たるなり。(中略)善く働く者は善く遊ぶ、善く遊ぶ者は善く働かんが爲め也。箠居兀座は安逸に流れ、遊惰に陥り、筋骨弛み、精力落ち、終に疾病を醸し、時に爲す無きに至らしむる所以のもの、之を指して善く遊ぶ者と謂ふべからず。善く遊ぶ者は、之によりて其鬱屈を散じ、其元氣を作興し、再び事業を執るに當りて、其精力を集中するを得しめ、其進歩の多大なるを得しむ、其活動や随つて永續的なり。かるが故に、娛樂は能ふ限り思邪なきものなるべく、尚ほ能ふべくんば、遊戯の中に其精神を修養するに適するものなるべし。而して、多くの戶外運動は、正しく此の條件に恰當す。」²⁰⁾というところに見ることができものであり、「遊び」を肯定しながら総じて人間形成に好影響を与えていることを運動に認めていたことがうかがわれる²¹⁾。

②-C. の合理的禁欲法としての価値とは、「運動は實に諸氏の邪念を去り不良の行爲をなすの餘裕なからしめ心身の健全を完くする最良方法なるが故に益す奮て斯道に努めんことを希望し置くなり」²²⁾、「夫の優劣を争ひ、勝敗を競ふべき競技的運動に於ては、勇往、邁進、不撓、不屈、克己、忍耐及心力集注の美德等、自ら修養するを得るものにして、運動時に心力を運動に集注するは、即ち腦裏を廓清するの一手段にして、これが爲めに、諸般の妄念を散盡し、

忌むべき情慾を蕩滅するを得るの功あるものなることは、更に疑を容れず。」²³⁾、「戸外運動には、野毬、庭毬、操艇等の諸技あり、又た競走あり、散策あり、武術練習の如きは、必ずしも悉く戸外運動と稱すべからざれども、固より武士道精神を發揮して餘りあるもの、共に吾人の歓迎する所たり。此等の運動は皆壯快にして活潑に、以て鬱屈を暢ぶべく、以て元氣を作興すべく、趣味深々として、精神修養上の利益亦た甚だ饒かに、所謂『健全なる體慾』を寄與して、食慾を進め、安眠をもたらす。此の如くにして、放僻に遠かるべく、邪侈を避くべし。吾人は方今の壯年者にして、往々神經衰弱症に苦むもの尠からざるを聞く、彼の神經衰弱症は過度の勉強より來り、過度の心勞より來り、不健全なる空想に耽るより來り、不健全なる娛樂に耽るより來り、遂に感情徒に亢奮し、元氣沮喪して意志の薄弱なるを致す。」²⁴⁾といった各個所にその見解がうかがえる。

以上のように日比野の体育論は、その理論の体系性・独自性の点では特に際だつものがあるというわけではなく、その意味では高く評価することはできないとしながらも、当時の中学校教育における体操中心の体育理解にあって、スポーツあるいは運動を中心に体育論が説かれたことに対して先見的な見識があったのではないかと木村は評価している²⁵⁾。

〈2〉日比野寛のスポーツ競技観

(1) 当時の学生スポーツ界の動向

それでは、日比野はスポーツ競技を具体的にどのようにとらえていたか。この点を検討するにあたり、まず当時の学生スポーツ界の動向を見ておく。

1887(明治20)年4月の東京帝国大学水上運動会が行われて以降、運動会では学部対抗のほかには選手招待の形式により一種の対校競技が行われ、1890(明治23)年5月の第一高等学校対明治学院の野球試合が日本の対校競技における端緒となった。そして、1895(明治28)年7月に琵琶湖ではじまる大日本連合競漕会は東西各

校の代表を集めた一種の対校競技であり、水戸中学校対宇都宮中学校の中学校間では初の野球試合が1896(明治29)年10月に行われた。その後、1897(明治30)年4月に第五高等学校対山口高等学校の野球、1898(明治31)年4月に第一高等学校対第二高等学校の柔道、同年11月に東京高等師範学校対東京高等商業学校の庭球と次々に対校競技がはじまる。さらに、1900(明治33)年6月には当時秋田県知事であった武田千代三郎が、県下の中学野球に優勝杯を呈して対校競技の永続的奨励策を試み、1901(明治34)年4月には慶応義塾野球部による「修技旅行」と称する練習試合を目的とした長期遠征が行われ、1902(明治35)年9月には第一回東海五縣聯合野球大会がはじまる。特に1903(明治36)年11月以降の早稲田大学対慶応義塾の野球試合いわゆる「早慶戦」、1906(明治39)年4月以降の第一高等学校対第三高等学校の野球定期戦「一高三高戦」は、関係学校だけでなく一般市民たちの注目も集め、対校競技の本格化がなされていった。このほかには1906(明治39)年に第一高等学校と東京高等師範学校主催による関東連合遊泳会、慶応義塾主催による四校対抗の器械体操競技会などの対校競技も誕生する²⁶⁾。

しかしながら、そのような対校競技の発展のなかで1890(明治23)年4月には第一高等学校対東京高等商業学校の競漕における高商側の敗因を学校当局に帰することによって校長排斥運動が起こり、同年の5月の第一高等学校対明治学院の野球試合においては一高応援団がいわゆる「インブリー事件」と呼ばれる暴行事件を起こし、1905(明治38)年10月には四校対抗庭球試合が審判問題で紛糾中止となる。さらに1906(明治39)年11月には不祥事勃発を予想して野球の「早慶戦」が中止され、学生スポーツ活動の中の弊害が顕著なまでの社会問題として表面化してきた。

そして明治30年代から大正期のはじめにかけて、学校教育内におけるスポーツのあり方が広く問われていくことになる。たとえば、学生野球界においては「早慶戦」の中止以降、野球

害毒論争（明治44年）、第一回全国優勝野球大会開催（大正4年）といった歴史が展開していく中で、新聞各紙ならびに関係雑誌等において、当時の著名な教育家・知識人らにより客観的、もしくは主観的な観点から学生野球に対する論評がなされていく²⁷⁾。また、この期に至るまでに、野球のみならず他のスポーツ競技においても同様の問題点が表面化されてきており、すでに1907（明治40）年7月には文部省の全国中學校長會議（7月10～15日）において、「各學校二行ハルル競技運動ノ利害及ビ其弊害ヲ防止スル方法如何」といった文部大臣の諮問審議と報告（以下、「會議報告」と略す）がなされていた。それは当時の状況を知る上で一つの指標となるものであろうと思われるので、ここに全文掲載しておく、

- 「一 各學校に於ける競技運動の利益
 - (イ) 一般生徒の體育獎勵になること
 - (ロ) 生徒の元氣を鼓舞すること
 - (ハ) 共同の精神を養成すること
- 二 團體に對する徳義を養成する機會になること
 - 一 各學校に於ける競技運動の弊害
 - (イ) 競技に熱中するがため往々學業を疎害すること
 - (ロ) 遠隔せる學校間に競技するに至れるを以て徒らに日子と金錢とを費すこと
 - (ハ) 運動過激に失するより往々選手をして疾病傷害を受けしむること
 - 二 勝敗に重きを置くが爲め公德を傷害し而して紛擾の基となること
- 一 右弊害を防止する方法
 - (イ) 對外競技は予め學校長の許可を得べきこと
 - (ロ) 對外競技を行うには必ず關係學校の職員に於て順序方法を協議し競技の精神を失はざる様監督すること
 - (ハ) 學力操行共に中等以上の生徒に非ざれば對外競技の選手とせざること
- 二 競技は必ず課業を休止せざるの範圍に於て之を行はしむること
- (ハ) 競技の爲め外泊を許さざること

- (ハ) 應援者の取締を嚴にすること
- (ト) 慰勞會を催し又金錢物品を寄贈する等を禁ずること
- (チ) 平素運動時間を制限すること
- (リ) 校醫をして選手となるべきもの、身體検査を爲さしむること
- (ス) 平時より他校と競技するために特別に選手を定め置かざること
- (ル) 優勝旗其他勝負の記念となるべきものを廢すること²⁸⁾

という報告であった。

また1908（明治41）年9月21日には文部省全国高等女學校會議において、小松原英太郎文部大臣（任期：明治41年7月～43年9月）により「運動競技ハ體育上之ヲ獎勵スルノ要アリト雖モ運動會等ニ於テ競技ニ専ラナルノ結果單ニ一部ノ學生ヲシテ運動遊戯ニ與ラシメ且往々餘興等ニ濫費ヲ爲シ又ハ他校トノ競技ニ業課ヲ放擲スルガ如キハ深く之ヲ戒メラルベク又演奏會學稽會等ニ關シテモ學生ヲシテ懦弱ノ風ニ習ハシメザル様指導セラルベキコト²⁹⁾」といった選手制度の批判的と思われる訓示もおこなわれ、学校間の対校競技の弊害が深刻な段階に達しつつあったことを明示していた。しかしこれらの會議報告及び訓示は、その後の学生スポーツ界の動向を見ると、実際には直接的な拘束力をもつには至らなかったように推察される。

(2) 日比野の「競技観」

しかしながらこれら報告等をまつまでもなく、日比野はすでに愛知一中のスポーツ運動活動において効果的な実践を遂げてきていた。その実践は、彼が校長就任時に公表した前述の「中學管理私見」に基づくものであり、当時の世間で問われていたような対校競技の弊害問題は、愛知一中においてはほとんど存在しないかのような様相を呈していた。そして、このような愛知一中のスポーツ活動の基本となる日比野の運動競技に対する方針・見解が、最も集約されていると思われるのが、明治42年の「運動及運動競技に關する注意」（文末に「資料」として全文掲載³⁰⁾）であろうと思われる。これは「會議報告」後に示されたものであるが、「中學管

理私見」の方針を踏襲しつつ、さらに運動競技に関する見解を集約し、目的、練習、品格、用意、紀律、克己、運動衛生の七項目にわたって論じられている。しかも、その内容は日比野独自の見解がみられ、「会議報告」の内容といくつかの点で大きく相違している。したがってこの「運動及運動競技に関する注意」と前述の報告との比較、ならびに『學林』の中で記された日比野の論評を補足しながら、日比野のスポーツ(運動)競技観の特徴に接近することを試みた。

① 基本的見解

まず「目的」において、「一、學生の運動は心身を鍛錬して其健全と其發育とを適良ならしめんが爲めに之を行ふものなり、二、この意義に反する運動は固より吾人學生の欲求する所のものにらず故に單に運動の爲めに運動することあるべからず、三、運動は心身の機能を健全ならしめ身體を強壯にし意力を堅實にし理想を高尚にし情操を優雅にするものなり、四、運動は忠實、勤勉、細心、膽大、紀律、節義、聰明、仁愛、禮讓、協同、秩序、恭儉等の美德を適切に發達せしむるものにして病羸怯懦愚昧粗暴等の惡徳に侵されざるは運動の眞意義なることを會得すべし」³¹⁾と会議報告の「各學校における競技運動の利益」の項よりも具体的に運動の効果を述べながらその目的としている。

そして「博愛、恭儉、謙讓、寛厚、堅忍、快活、機敏等は日本帝國臣民に必要な美德にして吾人學生はこの美德を運動及運動競技によりて修養するものなることを常に念頭に銘せよ」

(用意の一)³²⁾、「一刻寸時と雖も閑あらば頭腦の清新を圖り運動をなせこれ學生に伴ふ總ての惡癖惡風惡徳を防止する最良手段なることを造次にも顛沛にも忘るゝ勿れ」(練習の八)³³⁾というように、前述の体育論なかでも触れたが運動のために運動をするというよりも、『日本臣道論』にもとづく臣民の育成のため、あるいは學生の惡徳・情欲を昇華させるための一手段としての運動観を基本としている。

② 競技精神及び勝敗観

競技に際しては「『フェアプレイ』を主眼とし公明正確ならんことを期せよ」(用意の二)³⁴⁾、

「驕慢、輕忽、狡猾、怯懦等總ての不徳に決して汚かされざらんことを常に注意せよ」(用意の三)³⁵⁾、「學生は即ち學生にして運動若くは運動競技の専門家にあらず深く此意を銘して學生の品位を確保せよ」(品格の一)³⁶⁾とその品格を重んじる精神が貫かれている。

また勝敗観については、「勝に矜らず敗に怨まず一に自己の本領を發揮せるを以て満足せよ」(用意の四)³⁷⁾、「勝敗の運は自己の本能を盡したる結果に他ならざれば飽まで其本能を盡くすために奮闘せよ」(用意の六)³⁸⁾、「優勝を練習に待て」(練習の三)³⁹⁾と論じてるところに総体としては、いわゆるアマチュアリズムの勝敗観がうかがわれる。

さらに彼の勝敗観の中でも特異な見解として次のようなものもあるので紹介しておく。それは、「今日の運動會は、主として競争をなすものにして(中略)運動會と體育とは、必ずしも一致するものにあらずと雖も、兩者が唇齒輔車の關係あるが如くなるは、今日の實状なるべし、而かも運動會と體育とを、同一視せざらんことは極めて肝要なり」⁴⁰⁾と運動會をとりあげたものであるが、そこには單に運動會の競走にだけにとどまらず競技運動全体に対する日比野の勝敗観が表れているものである。そして「運動會に於ける、一誤解とは何ぞや、他なし曰く 勝敗の決既に確定したる時は、後方にある走者が、決勝線まで馳せ來らざるを以て、不可なりとなすの誤解、これなり。余はこの説を以て、一の誤解に基くものと斷言するに、躊躇せざるなり」⁴¹⁾というのがその見解である。ということかといえば「競走は出發の合圖に依りりて始まり、優勝者確定の時を以て、終るものたり、これ今日通常行はるゝ競走なりとす、この競走に於て優勝者、既に定まりたるも、猶後方にある走者をして、決勝線まで馳せしめんと強ふるは、何等の意味なき要求なり、(中略)優勝者確定後に於ても、猶後方にある劣敗者を強ひて、決勝線まで馳せ來らしめんとするは、競走に關係なき、或る動作を強ふるものにして、競走の眞意を背馳するものたることは、多辯を費さずして、知り得べきことならずや。(中略)没條

理のことならずや、斯の如きは徒らに劣敗者をして、一分も永く公衆の面前に、敗け面を曝さしむるものにして、耻辱に耻辱を重ねしむるものと云ふべく、條理を離れて言ふも、正にこれ死屍に鞭つと一般にして、苟くも羞惡の念ある者、同情の心ある者の決して、容認し得べき事柄にあらざるなり。(中略) 平素練習の際に、某距離を馳せ了せしむることは、諸種の善良なる効果を、持ち來らしむるに價するものにして、平素はこの方法に出づるは、至極の良法たるに相違なきことは、余も亦確信する所たり」⁴²⁾ といふのである。つまり、運動の練習においては体育的意義があるので完走することは当然のことであるが、競技においては勝敗が決定した後も走り続けることには意味がないという。さらに続けて「優勝者確定せるに拘はらず、猶後方に在る劣走者を、決勝線に馳せ入らしめんと強ふるは、競走に關係なき走力を費さしめ、又耻辱を敢て公にせしむる無益の殺生事たり、知らずや、野球の勝敗點数を『+アルファ』を以て表示しつゝあることを、(中略)『+アルファ』の制を設けて競技を終るは、優勝者確定と同時に、競走を終れりとする、余の主意と一致するものたり」⁴²⁾と今日でいう野球の「xゲーム」制と競技全体を関連づけて、基本的に競技試合において勝敗が決した時点で勝負は終了すべきであるというのが日比野の見解であった。この見解の影響が後に、対抗戦方式をとっていた「東海五縣聯合野球大會」において、優勝の可能性がなくなった参加校がその大会の残り試合を放棄していくという状況を、顕著なまでに助長した一要因ではないかと推察するものである⁴⁴⁾。

③「会議報告」との相違点

さて会議報告との相違点としてみた特徴は、「賞品其物を目的として競技を爲すべからず賞品はこれ優勝者を表彰する略符たるに止まることを記せよ」(品格の二)⁴⁵⁾としているものの、「運動奨励の一方法として優技者に褒状を與へて之を旌表するの制を設けんと欲す」⁴⁶⁾と校長就任時に公表して以来、懸賞、賞品制度は校内外において効果的に展開していたことから、懸賞、賞品制度については、あくまでも肯定的

にとらえていたことがあげられる。それは「運動奨励の方法工夫に就きても、潜心工夫する所あるべき也。彼の運動競技に於て優勝旗を優勝者に授與するが如きは、事小なるに似たりと雖も、また頗る有効なるものたる事を知らざるべからず。抑も、運動の競技は之れを學術の試験に比すべし、競技の優勝を賞するは、學術の優勝を賞するに同じ。優勝旗は固より優勝者の手中に歸すべきもの、勝者の人を賞するに非ずして、勝者の技を表彰する所以たり。(中略) 一旒の旌旗、轉々常に優勝者の手中に歸す、もつて雄心を鼓舞するに適し、以て練達を促進するに適す。」⁴⁷⁾ といった記述や「運動技の錬磨せざるべからざるを述ぶる所以は、(中略) 各般の運動が心身に及す効果の偉大なるものあるを切言せんとするの意に外ならず。予が野毬、庭毬、端艇、競走等各部の爲に優勝旗を製して、各年級選手の競技優勝者を表彰するが如き、講武場を經營して武道の修行に資せるが如き、其他、有益と認むる限り、事情の許す限り、或は選手を遣り、或は校員を派し、或は暇日に際し、或は時機を察し、技術を闘し會合を設くるが如き、皆縷述せる趣旨によりて、苟も運動の善用に遺漏なきを期せんとするものなり。」⁴⁸⁾と述べられているところにその具体的な見解がうかがわれる。

また修学旅行を廃止した日比野であったが、野球部の関東遠征を含む運動競技による長期遠征⁴⁹⁾については進んでこれを奨励し、明治44年の第5回オリンピック大会への日本の初参加に際しては、「欧米諸国に於ては、體育運動の隆盛、眞に邦人の意想外のなるものあり。國家之を奨励し、社會之に留意し、之に対する施設は、市町村等企画唯及ばざらんを恐るゝ状況にして、個々の各自が、周到熱誠なる注意を之に拂ふは、邦人の動もすれば、運動を兎戯視し、若くは危険視して、輕侮忌避せんとすると、日を同じうして語るべき所に非ず。嗚呼、退嬰姑息は、宿昔の頑夢のみ」⁵⁰⁾と日本における體育運動に対する見識の狭さを指摘しながら、「大に出場せよ」と鼓舞することによって、競技遠征に参加することの意義と価値を説いているこ

とである。

これらは会議報告の「右弊害を防止する方法」の

- (ハ) 競技の爲め外泊を許さざること
- (ト) 慰勞會を催し又金錢物品を寄贈する等を禁ずること
- (ヌ) 平時より他校と競技するために特別に選手を定め置かざること
- (ル) 優勝旗其他勝負の記念となるべきものを廢すること

という項とは明らかに相違している。

また「學生は運動専門家にあらず故に運動の爲に學業を怠り學生道を離るゝことあるべからず」(練習の五)⁵¹⁾、「運動及運動競技熱に犯されて學生道を逸する勿れ」(品格の六)⁵²⁾と記されている見解と同様に、会議報告の「右弊害を防止する方法」の

- (ハ) 學力操行共に中等以上の生徒に非ざれば對外競技の選手とせざること
- (ニ) 競技は必ず課業を休止せざるの範圍に於て之を行はしむること
- (チ) 平素運動時間を制限すること

の項などはすでにその当時、効果的に実践されていた。また、

- (リ) 校醫をして選手となるべきもの、身體検査を爲さしむること

の項に関しても「第七の運動衛生」と関連しながら毎年身體検査がすでに行われている⁵³⁾。

それらは、あくまでも運動競技のみに専念するのではなく、「並行論」を中心として常に學生としての本分を強調しながら学校体育経営をすすめてきた日比野の見解の実践的結果であり、この意味においても実践に裏付けされた日比野の先見的な運動競技観が表れているといえるのではないだろうか。

おわりに

これまで彼の競技観は、「運動競技を奨励した先生は、勝負をするときには負けてはいけない。必ず勝てといわれる。(中略) 競技は勝敗を目的とするものである。競技は元來彼我の鍛

錬した心身と技術と機能とをはじめ競技に要するすべてのものを掲げて輪贏を決せんとするものであって、偶然に勝敗を決せんとする天運のものではない。勝敗は時の運なんていうのは、やくざものの寝言にすぎない。勝敗の眞の価値というものはこんなネゴトに左右されてたまるものではない。競技は真剣なもの、彼我の正価は、勝敗によって現われるものだという主張なんだ。だから僕らは試合となると命がけであった。」⁵⁴⁾とする証言や、「試合に負けると部費減額の処置がとられた」⁵⁵⁾との記録からも、勝利至上主義的な勝敗(競技)観としてとらえられる傾向もあった。しかしながらこのことは「苦難と奮闘せよ是れ眞の樂なり苦を避け樂を求むるは學生の本領にあらずと自覺せよ」(克己の三)⁵⁶⁾という見解に基づく日比野式教育の一面のみをとらえた生徒による証言ではないかと推察する。実際はこれまでみてきたような競技観のもとで、一方では「學生の運動するは將さに勉學せんとするの準備をなすにあるなり(中略) 能く學び且つ能く遊びて以て心身の發育を十分にし心の健康を害することなく能く運動世界の學生たり」⁵⁷⁾という観点とともに、彼の競技観は學生たちに浸透し、それらの學生たちによって模範的といわれる組織的スポーツ競技が展開されていく。その中の一つに、前述の日比野と愛知一中を中心に展開する「東海五懸聯合野球大會」があった。この大會は東海地区の五県(愛知、三重、静岡、岐阜、滋賀)という当時としては比較的広範圍の中で、各県中学校の当番制によって大會を主催・運営し展開された。そして、1915(大正4)年の第一回全國優勝野球大會(後の「夏の甲子園大會」全國高等学校野球選手權大會)において、「東海五懸聯合野球大會」はそのモデルの一つとされる⁵⁸⁾。このことは、全國優勝野球大會、ひいては現高校野球大會においても彼のスポーツ観が反映されていたことを意味するものであると推察される。

付 記

引用史料の表記はなるべく原史料にもとづい

たが、漢字については一部新字体を用いた。また引用文中の下線は筆者が強調のために付したものである。

なお、本研究の一部は1994年11月に皇學館大学において行われた東海体育学会第42回大会で発表したものである。

資 料

「運動及運動競技に関する注意」

第一 目的

- 一、學生の運動は心身を鍛錬して其健全と其發育とを適良ならしめんが爲めに之を行ふものなり
- 二、この意義に反する運動は固より吾人學生の欲求する所のものにらず故に單に運動の爲めに運動することあるべからず
- 三、運動は心身の機能を健全ならしめ身體を強壯にし意力を堅實にし理想を高尚にし情操を優雅にするものなり
- 四、運動は忠實、勤勉、細心、膽大、紀律、節義、聰明、仁愛、禮讓、協同、秩序、恭儉等の美德を適切に發達せしむるものにして病羸怯懦愚昧粗暴等の惡徳に侵されざるは運動の眞意義なることを會得すべし

第二 練習

- 一、運動の練習は適當の場所に於て之を適度の時間に行へ
- 二、好機會ある毎に努めて練習をなせ
- 三、優勝を練習に待て
- 四、運動の種類練習の順序及び時日等を定むるには季節及時候に注意せよ
- 五、學生は運動専門家にらず故に運動の爲に學業を怠り學生道を離るゝことあるべからず
- 六、平常勉めて散歩をなし又機會ある毎に力めて山河の跋涉若くは徒歩旅行を爲すべし
- 七、運動技を錬磨し又運動技の長短を論評研究するは必要のことなれども之れが爲めに勉學自修の時間を減ずること決してあるべからず
- 八、雑談を爲し娯戯を催し空想に耽り妄念に驅らるゝ等は吾人學生の誓つて避けざるべから

ざる所なれば一刻寸時と雖も閑あらば頭腦の清新を圖り運動をなせこれ學生に伴ふ總ての惡癖惡風惡徳を防止する最良手段なることを造次にも顛沛にも忘るゝ勿れ

第三 品格

- 一、學生は即ち學生にして運動若くは運動競技の専門家にらず深く此意を銘して學生の品位を確保せよ
- 二、賞品其物を目的として競技を爲すべからず賞品はこれ優勝者を表彰する略符たるに止まることを記せよ
- 三、自らの品位を尊重せよ己れ先ず侮るは人の侮りを招く基たることを忘るゝ勿れ
- 四、利のみを争ふべからず名を惜み義を重ぜよ
- 五、心事の陋劣なる者と言行の粗野なる者とは對手とすることを避けよ
- 六、運動及運動競技熱に犯されて學生道を逸する勿れ

第四 用意

- 一、博愛、恭儉、謙讓、寛厚、堅忍、快活、機敏等は日本帝國臣民に必要な美德にして吾人學生はこの美德を運動及運動競技によりて修養するものなることを常に念頭に銘せよ
- 二、「フェアプレイ」を主眼とし公明正確ならんことを期せよ
- 三、驕慢、輕忽、狡猾、怯懦等總ての不徳に決して汚かされざらんことを常に注意せよ
- 四、勝に矜らず敗に怨まず一に自己の本領を發揮せるを以て満足せよ
- 五、對手を輕侮すべからず又恐怖すべからず
- 六、勝敗の運は自己の本能を盡したる結果に他ならざれば飽まで其本能を盡くすために奮闘せよ
- 七、學生のなす競技は君子の争ひならざるべからず又學生道の發揮ならざるべからず
- 八、對手の長所は之を學ぶに銳意細心なれ
- 九、常に禮節を守り謙讓を主として學生の面目を保ち人格を高尚ならしむることを務めよ

第五 紀 律

- 一、約束を厳守せよ
- 二、時間を恪守せよ
- 三、禮讓を謹守せよ
- 四、紀律を遵守せよ
- 五、秩序を尊重せよ
- 六、審判に服従せよ
- 七、言動を高潔にせよ
- 八、謹嚴靜肅を旨とせよ
- 九、服装を質素にし精神を率直にせよ

第六 克 己

- 一、人に克たんと欲せば先ず己に克て
- 二、質素勤勉を主とし奢侈佚樂の弊を避けよ
- 三、苦難と奮闘せよ是れ眞の樂なり苦を避け樂を求むるは學生の本領にあらずと自覺せよ
- 四、飽食暖衣は運動の敵なり暑と争ひ寒と戦ひて愈よ心身を健全ならしむるは眞に學生運動の本義なりと知るべし

第七 運動衛生

- 一、運動の目的を完全に遂了せんが爲に各般の嚴密なる注意を要すべし特に吾人青年學生が運動を爲し又運動競技を爲す上に於て一層の細心を要することは言を俟たざる所なり
- 一、運動及運動競技は年々倍蓰の勢を以て旺盛に向ひつゝ、ありと雖も桃源場裡の安佚思想は今猶動もすれば新興帝國の青年を襲はんとする現社會に介立して毅然吾人青年學生の本領を發揮せんとする者に於ては特に運動衛生に注意して運動の効果を一層較著ならしむることに努力せざるべからず
- 一、我帝國文明の跡に考へ現在の狀態に鑑み將來の趨勢を察するに於て吾人青年學生の双肩は一層の重きを加へずんばあらず之を自覺する者誰れか運動及運動競技に期待する所の甚大の効果を收むることに奮勵せざる者あらん吾人は愈々之を欲して己まざるが故に常に學びて餘力あれば則ち運動場裡に立ちて健全なる國民たるに耻ぢざるの修養をなすことに専心一意勵精して惜かざるなり
- 一、目下吾人の運動は主として柔道、劍道、野

毬、庭毬、端艇、水泳、大弓、馳走、徒歩等の數種に出でずと雖もこれらの諸運動に對して各特殊の衛生法あるは勿論のことなれば之れを行ふに方りては各自に特殊の注意を拂ふべきものなることを忘るべからず

- 一、吾人青年學生の運動は既に吾人の心身を強壯にし健全に發育せしむるにありとすれば各自の體質と各自の賦性とを基礎として運動をなすことに務め痛く荒忘を誡めて克く聖意を體し以て新興帝國の有爲なる臣民たらんことを肝に銘せざるべからず

- 一、食前食後（満腹、空腹）及食物の品質分量、衣服の地質、摩拭、入浴、食事、休養、睡眠等に關して衛生上各人を通じ各場所を通じて一般に注意すべき點多々ありと雖も又各自に於て人々處々恰適の特殊衛生あるべしこれ皆甚深の注意を要すべき事にして衣服の清潔、身體の清潔の如きは何人に在りても如何なる場合に在りても誠に緊切の要事なりとす

以上運動及運動競技に關する諸注意は素より常に本校に就學する青年諸子に訓告する所に係り頻年着々期待する効果を收めつゝ、あるは事實なりと雖も未だ之を以て足れりとすべきにあらず吾人は益す奮勵して辭を修め辯を練り或は文を習ひ或は武を講じ自疆息まず以て日本帝國の青年學生たるに耻ぢざるの修養を積むは眞にこれ我愛知縣立第一中學校學生の常に滿腔に燃ゆるの赤誠ならずや而して本校職員諸氏の常に此の方針により此目的に達せしめんとし協心戮力して此事に勵精せらるゝは余の尤も満足する所なり

抑も予が明治三十二年七月乏を愛知縣立第一中學校長に承け任に此に就きしより正に十星霜此間本校職員互に五年勤續者に記念品を贈りて其功勞を旌表するの制を創めたり今爰に紀元の佳辰を卜して藤田、川村、服部三教諭の二十年以上の勤續と功德とを併せて記念せんが爲めに各教諭の肖像を學生控室の楣間に掲ぐるに方り更に諸子に訓示して能く眞摯にして而かも剛毅勇壯にして而かも穩健率直にして而かも機慧堅忍にして而かも清新以て體を壯にし徳を養ひ以て神を健にし誓つて彼岸に到着して帝國の期待に

負かざらんことを冀ふ諸子それこれを努めて怠ること勿れ

日比野 寛

『學林』第68号(明治42年7月12日)

注釈及び引用・参考史料

- 1) 日比野譲「おやじ(26) 日比野寛・マラソン人生」『朝日ジャーナル』、1964(昭和39)年、pp.60～62。ならびに名古屋市教育委員会『明治の名古屋人』、1969(昭和44)年、pp.27～32。参考
- 2) 愛知一中会編『日比野寛伝』1985(昭和60)年、中統教育図書株式会社 p.41。ならびに「新任校長の教育方針」『扶桑新聞』(明治32年9月12日付)
- 3) 1899(明治32)年10月27日から11月2日まで『扶桑新聞』に五回の連載で公表した「日比野中學校長の管理談」及び「中學管理談」(『學林』第50号、明治33年7月1日、pp.105～123)の中で見ることができる。
- 4) 日比野寛「余の運動主義」『運動世界』第33号(明治44年2月)における日比野の体育論の紹介ならびに、安部磯雄による「學生と野球—野球の爲に辯ず(二)」の中の次の記事からも、その全国的影響がうかがえる。「余が平素敬服して居るのは京都第二府立中學と愛知縣立第一中學とである。(中略)校長の野球熱といつたら實に盛んなもので差支のない限りは何時も自ら選手を率ゐて他校試合に出かくるのである。運動はヘトヘトになるまでやらねば駄目だといふのが此校長の意見らしい。(中略)運動過度などいうて心配する教育家もある様だが愛知一中などの教育法は都會生活には最も適して居ると思ふ。」『東京日日新聞』(明治44年9月10日付)
- 5) 木村吉次「日比野寛の体育論と体育経営」『中京体育学論叢』第11巻第1・2合併号、中京大学学術研究会、1969(昭和44)年、pp.199～227。
- 6) 秦真人「明治・大正期における『東海五縣聯合野球大會』に関わる史的 연구」『研究論集』第29巻、1994(平成6)年、愛知学泉大学
- 7) 「日比野中學校長の管理談」前掲書
- 8) 同上
- 9) 同上
- 10) 鯉光百年史編集委員会『鯉光百年史』愛知一中(旭丘高校)創立百年祭実行委員会、1977(昭和52)年、p.98。
- 11) 日比野寛「十周年學校長を爲し又猶ほ現に爲しつある予の抱負」『學林』第69号(明治43年紀元節) pp.1～14
- 12) 木村吉次「日比野寛の『運動主義』について」『体育学研究』12巻5号、1967(昭和42)年、p.125。
- 13) 木村「日比野寛の体育論と体育経営」、前掲書、p.217。
- 14) 日比野寛「運動及び競技」『學林』第65号(明治40年12月13日) pp.1～6。
- 15) 日比野寛「運動と學生」『學林』第71号(明治43年12月15日) pp.1～4。
- 16) 木村「日比野寛の体育論と体育経営」、前掲書、pp.218～223。
- 17) 日比野寛「青年學生の勉と動」『學林』第76号(大正2年7月19日) pp.1～5。
- 18) 日比野「運動と學生」前掲書、pp.1～4。
- 19) 日比野「青年學生の勉と動」前掲書、pp.1～5
- 20) 日比野「運動及び競技」、前掲書 pp.4～5。
- 21) 木村「日比野寛の体育論と体育経営」、前掲書、p.221。
- 22) 日比野寛「日比野校長の訓諭」『學林』第60号(明治38年7月12日) pp.148～149。
- 23) 日比野寛「運動の眞義」『學林』第62号(明治39年7月13日) pp.56～58。
- 24) 日比野「運動及び競技」前掲書、p.5。
- 25) 木村「日比野寛の体育論と体育経営」、前掲書、p.225。
- 26) 水野忠文、木村吉次、渡辺融、木下秀明共著『体育史概説—西洋・日本—』杏林書院、1985(昭和60)年、p.265。参考
- 27) 秦真人、加賀秀雄「『野球害毒論争』(1991年)の実相に関する実証的検討—新聞各紙の論調分析を通じて—」『総合保健体育科学』第13巻1号、1990(平成2)年、名古屋大学総合保健体育科学センター、pp.19～31。なびに秦、加賀「1911年における野球論争の実証的研究(Ⅲ)—『野球論争』から『第一回全国優勝野球大会』開催に至る朝日新聞の動向、及び同紙にあらわれた学生野球観について—」『総合保健体育科学』第15巻1号、1992(平成4)年、pp.39～48。を参照
- 28) 「明治40年全国中学校長会議報告」『教育時論』802号、1907年7月、開成社
- 29) 竹之下休蔵、岸野雄三『近代日本学校体育史』1959(昭和34)年、東洋館出版社、p.85。
- 30) 日比野寛「運動及運動競技に関する注意」『學林』第68号(明治42年7月12日) pp.233～235。
- 31) 同上、p.233。
- 32) 同上、p.234。
- 33) 同上、p.233。
- 34) 同上、p.234。
- 35) 同上
- 36) 同上
- 37) 同上
- 38) 同上
- 39) 同上、p.233。
- 40) 日比野寛「運動會に於ける一誤解」『學林』第63号(明治39年12月15日) p.1。
- 41) 同上、pp.1～2。
- 42) 同上、pp.2～3。
- 43) 同上、p.5。

日比野 寛のスポーツ競技観

- 44) 秦「明治・大正期における『東海五縣聯合野球大會』
に関わる史的研究」前掲書、参照
- 45) 日比野「運動及運動競技に関する注意」前掲書、
p.234.
- 46) 「日比野中學校長の管理談」前掲書
- 47) 日比野「運動及び競技」前掲書、pp.1～6.
- 48) 日比野「十周年學校長を爲し又猶ほ現に爲しつつあ
る予の抱負」前掲書、pp.1～14.
- 49) 日比野寛「野球遠征記を読む」『學林』第62号（明
治39年7月13日）pp.109～111.
- 50) 日比野寛「大いに出場せよ」『學林』第73号（明
治44年12月22日）pp.1～3.
- 51) 日比野「運動及運動競技に関する注意」前掲書、
p.233.
- 52) 同上、p.234.
- 53) 校医及体操科共述「我校體育の過去及現在」『學林』
第69号（明治43年2月11日）p.51.
- 54) 飛田穂洲「偉大なるマラソン王」『野球生活の思い
出・第一卷野球人国記』1986（昭和61）年、ペ
ースボールマガジン社、pp.38～39.
- 55) 同上
- 56) 日比野「運動及運動競技に関する注意」前掲書、
p.234.
- 57) 日比野寛「運動世界の學生」『學林』第51号（明
治33年11月25日）pp.54～56.
- 58) 秦「明治・大正期における『東海五縣聯合野球大會』
に関わる史的研究」前掲書、参照

（1994年12月5日受付）

